

社会保険料還付つき 税額控除の提言

～所得税の税収増・所得再分配の強化と低所得者の社会保険料負担軽減を目指す改革案～

是枝 俊悟

要 約

民主党政権誕生後の2010年度・2011年度の税制改正（案）では、所得税の税収増と所得再分配の強化が図られてきた。だが、日本の所得税の課税ベースは先進諸外国と比較してなお小さく、その要因は主に、給与所得控除と社会保険料控除にある。これらを改正することで日本の所得税には税収増と所得再分配の強化の余地がある。

一方、（健康保険・厚生年金の）社会保険料率は定率で徴収されるため、低所得者にとって（税負担は軽くとも）社会保険料負担は重いものとなっている。また、国保・国民年金に加入している給与所得者は若年世代を中心に広まりつつあり、これらの者の社会保険料負担は特に重く、未納が大きな問題となっている。

本稿では、所得税の税収増と所得再分配の強化を行いつつ、低所得者の社会保険料の負担軽減を図る私案として（給与所得控除を一律100万円、社会保険料控除廃止による増収を財源とした）「社会保険料還付つき税額控除」を提言する。

目 次

- 1章 背景と本稿の狙い
- 2章 所得税・社会保険料の課税ベースについての国際比較
- 3章 社会保険料還付つき税額控除の導入案
（健康保険・厚生年金加入の給与所得者の分析）
- 4章 国保・国民年金に加入している給与所得者への対処
- 5章 まとめ

1章 背景と本稿の狙い

1. 課税ベースの拡大と給付つき税額控除の導入に向けた方向性

1) 税収増・再分配機能向上の必要性

現在、政府・与党は、所得税¹⁾の所得控除の縮減による課税ベースの拡大（および給付つき税額控除の導入）によって所得再分配機能の向上と税収の確保を目指している。

2010年度予算において、日本の国家財政は新規国債発行額が税収を上回る危機的な状況となっており、11年度予算案においてもこの状況は改善されていない。

政府税制調査会専門家委員会は、「議論の中間的な整理」（10年6月発表）および『「税目ごとの論点の深掘り」に関する議論の中間報告』（10年12月発表）において、1980年代以降の税制改革で先進諸外国に比べ日本だけが所得税収を大きく減らしており、所得税の持つ所得再分配機能が失われていることを問題点として指摘した。このため、税制抜本改革の目指す姿として、所得税の持つ所得再分配機能を回復させることと税収を増加させることが検討課題として掲げられている。

2) 社会保障の安定財源の必要性

また、税制抜本改革による安定財源の確保を前提に基礎年金の国庫負担割合を09年度までに3分の1から2分の1に引き上げることとされていたが、09年度・10年度において税制抜本改革は実施されず、いわゆる「埋蔵金」である特別会計からの繰り入れ（これは、積立金の取り崩しであり実質的な新規国債発行と同等といえる）で基礎

年金の国庫負担分を賄っている状況にある。11年度（予算案）においても同様の状況にあるが、12年度の予算編成においては「埋蔵金」が底をつき、特別会計からの繰り入れが困難とされている。

基礎年金の国庫負担割合2分の1を特別会計からの繰り入れなしに税で補うためには、2.5兆円の財源が必要である。このことから、現状の社会保障制度を当面維持するだけでも、税収を大幅に増加させなければならないことが分かる。

3) 税率の引き上げとの対比

所得税の所得再分配機能を回復させる方法としては、政府・与党は最高税率の引き上げやブラケットの見直しよりも、所得控除の廃止・縮小および給付つき税額控除の導入を積極的に検討している。

2010年度の「税制改正大綱」（以下、大綱）では、所得税について、「現行所得税の所得控除制度は、結果として、高所得者に有利な制度となっており、なぜなら同額の所得を収入から控除した場合、高所得者に適用される限界税率が高いことから高所得者の負担軽減額は大きくなる一方で、低い税率の適用される低所得者の実質的な軽減額は小さくなるからです」と述べている。

また、2010年度の大綱にて、納税者番号制度の導入を前提に、控除しきれない額を現金で給付する「給付つき税額控除」を導入することで、低所得者の所得を補うことを検討すると述べている。

一方で、最高税率の引き上げについては、08年12月に発表された「民主党税制抜本改革アクションプログラム」において、「担税力の高い者

1) 個人住民税所得割を含む。以下、本稿において単に「所得税」と呼ぶときは、個人住民税所得割を含んだ概念とする。

ほど納税する場所を自ら選択できるような状況の中で、最高税率を引き上げることは、再分配機能の回復策として実効性に乏しい。むしろ所得再分配機能の強化のためには、現行の所得控除を手当や税額控除等に転換することの方が、実効性が高い」と記されるなど、所得控除の廃止・縮小と比べてやや消極的な姿勢であると思われる。

2. 民主党政権誕生後の税制改正（案）

1) 2010 年度税制改正での対応

2010 年度税制改正では、「所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ」をスローガンに、まず 16 歳未満の扶養控除が子ども手当(給付)に、16 歳以上 19 歳未満の特定扶養控除の一部が高校無償化(給付)に組み替えられた。

子ども手当の導入は、扶養控除の廃止だけでなく 09 年度まで実施されていた所得制限付きの児童手当の廃止と合わせて実施されたため、児童手当の廃止も合わせた効果を考慮すると、必ずしも低所得層に有利な改正になったとはいえない面もある。一方、扶養控除の廃止による課税ベースの拡大は、所得税額としては高所得の世帯ほど納税額が増えることになり、この点では所得税の再分配機能が向上したものと見える。

2) 2011 年度税制改正（案）での対応

2011 年度の税制改正法案では、給与所得控除の上限を 245 万円（年収 1,500 万円以上で上限に達する）とすること、成年扶養控除の適用対象を縮小することが盛り込まれている（法案は本稿執筆時点で未成立である。詳細は、本誌掲載の「2011 年度税制改正」を参照）。

さらに、2011 年度の大綱では、所得税の基本的な考え方として、「税率構造の見直しはもとよ

り、高所得者に対して結果的に有利になっている所得控除の見直しなどによる課税ベースの拡大、さらには、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へという改革を進めます」と述べている。このことから、今後も課税ベースの拡大を伴う税制改正を行い所得税の税収および所得再分配機能を高めていこうとする政府の姿勢が見られる。

3. 税・社会保障の一体改革の方向性

1) 消費税増税による税・社会保障の一体改革

政府・与党は、消費税増税を含む税・社会保障の一体改革を検討対象に挙げ 11 年 6 月末をめどに改革案を提示するものとしている。また、政府税制調査会専門家委員会においても、「議論の中間的な整理」において所得税と消費税の増税により増収を目指すべき旨がまとめられている。

消費税率引き上げの際には、低所得者に対する配慮が必要とされ、民主党は主に給付付き税額控除による対処を検討している（マニフェスト、菅首相の発言等による）。

ここでの給付付き税額控除とは、カナダなどで導入されている手法で、生活必需品の消費に相当する額の消費税を国民に直接給付（または所得税額等から控除）することで実質的に負担をゼロにする施策である。

例えば、生活必需品の消費額を 1 世帯年間 200 万円とし、消費税率 10% とすると、生活必需品分の年間の消費税額は 1 世帯当たり年間 20 万円である。この 20 万円を給付（または所得税額から控除）することで、生活必需品に対して実質的に消費税をかけないことが可能となる。

また、この給付額を中所得から高所得になるに

かけて縮減していく方法を取れば、消費税の実質負担額（および年収に占める負担割合）を高所得者ほど重くすることが可能となる。

消費税率引き上げとともに消費税相当額の給付つき税額控除を実施することは、増収と所得再分配機能の向上の面から優れた施策といえる。

しかし、消費税相当額の給付つき税額控除を導入するためには、正確な所得捕捉や不正給付防止の観点から納税者番号制度の導入が前提と考えられている。現在の政府・与党のスケジュールでは納税者番号制度の利用開始は2015年からとなっている。

したがって、消費税率引き上げ時に「消費税相当額の給付つき税額控除」を同時に行うことを考えれば、2015年まで消費税率引き上げが実施できないものと考えられる。

2) 低所得者の社会保険料負担軽減の必要性

現在、ほとんどの納税者にとって、所得税・住民税の納税額よりも社会保険料の納付額の方が多くなっている（3章で後述）。健康保険・厚生年金・雇用保険は収入に対して一定率の保険料となっているため、低所得者にとっては社会保険料の負担感が重いものとなっている。

さらに、5人未満規模の企業に勤務している者やいわゆる非正規社員などは給与所得者であっても健康保険・厚生年金に加入できず、国民健康保険（以下、国保）・国民年金に加入している。国保・国民年金に加入している給与所得者は、収入が少ない一方で収入に対し高い率の社会保険料を課せられており、国民年金の未納・滞納者は給与所得者において特に多くなっている（4章で後述）。

社会保険料の未納者には、年金が支給されなかったり、医療費が全額自己負担とされるように

なったりするため、第一義的には年金や医療などの財政の悪化にはつながらない。しかしながら、社会保険料未納者であっても老後や重病を患うなどして働けなくなった場合、国は生活保護等により最低限の生活を保障する必要がある。

近年、生活保護受給世帯数は急速に増加しており、その45%を高齢者世帯、34%を障害者世帯・傷病者世帯が占めている（厚生労働省調べ、09年度）。このまま社会保険料の未納者の増加が続けば、生活保護費による国家財政の圧迫も考えられ、少しでも社会保険料の未納者を減少させ、医療・年金のセーフティーネットから漏れる人を減らすことが急務であると筆者は考えている。

そのために考えられる施策が「社会保険料還付つき税額控除」である。筆者の考案する「社会保険料還付つき税額控除」は、低所得者の社会保険料負担を軽減するために、**給与所得者1人当たり年間18万円の税額控除**を与えるものである。所得税・住民税額から控除できない場合は、払い込んだ社会保険料の範囲内で還付（または納めるべき保険料への充当）を受けることができる。

「社会保険料還付つき税額控除」を実施することで、年収130万円の給与所得者は税・社会保険料ともに負担がゼロになり、年収が130万円を超えると少しずつ税・社会保険料の負担が増加する形となり、低所得者の社会保険料負担の大幅な軽減が可能となる。これにより、未納者を大きく減らすことができるものと考えられる。

4. 本稿の狙い

筆者は、消費税率引き上げや、「消費税相当額の給付つき税額控除」の導入には総論として賛成の考えを持っている。しかしながら、新規国債発行額が税収を上回る危機的な財政状況や、基礎年

金国庫負担分を一般会計から賄えない状況を一刻も早く改善する必要があると考え、改革を2015年まで待つてよいとは考えていない。

所得税（住民税含む）の課税ベースの拡大については、2010年度改正、2011年度税制改正（案）で検討・実施してきた経緯があり、2015年を待たずとも実施できる可能性が高いものと考えられる。

また、筆者案の「社会保険料還付つき税額控除」では、（現在の所得捕捉の精度が高い）給与所得者に限定した税額控除であり、かつ給付（還付）も社会保険料納付額に限定される（社会保険加入実績の偽装は困難である）ため、納税者番号制度を前提としなくとも直ちに実現が可能である。

本稿では、これらを踏まえ、所得税の給与所得控除を一律100万円にし、社会保険料控除を廃止する一方、給与所得者1人当たり18万円の「社会保険料還付つき税額控除」を導入する案を提案する。

2章では、日本の所得税と社会保険料の課税ベースを先進諸外国と国際比較することにより、給与所得控除と社会保険料控除に課税ベース拡大の余地があることを説明する。

3章では、健康保険・厚生年金に加入している給与所得者について、年収別の税・社会保険料の合計負担について分析し、筆者案の「社会保険料還付つき税額控除」を導入した場合の効果を分析する。

4章では、国保・国民年金に加入している給与所得者について、同様の分析を行う。

5章では、本稿のまとめを行う。

2章 所得税・社会保険料の課税ベースについての国際比較

1. 所得税の課税ベースの国際比較

日本の所得税は、先進諸国の税制と比較すると所得控除の給与収入に対する割合が高く、課税ベースが小さいものといえる。

一橋大学大学院経済学研究科教授の田近栄治氏および、京都産業大学経済学部教授の八塩裕之氏は、先進諸国の所得税（ここでは個人所得に対する地方税も含む）と日本の所得税の課税ベースを比較して、「①所得控除が大きく、低所得者のみならず、高所得者の税負担も大幅に軽減されている、②ほとんどの世帯において、社会保険料の負担は、所得税に比べて大きい、③年金世帯の税と社会保険料負担は、給与所得世帯よりもはるかに低い」の3点を日本の所得税が抱える問題として指摘している²。

図表2-1は、先進諸国における所得税の控除を比較したものである。

年収500万円の者の給与所得の課税ベースを1人世帯・4人世帯それぞれで求めると、図表2-2のようになる。

図表2-2を見ると、1人世帯・4人世帯のいずれにおいても、年収500万円の給与所得者の所得税の課税ベースは日本が最も小さくなっていることが分かる（これは、2010年度税制改正によって扶養控除が縮小・廃止された後においても同じである）。

控除の内訳についてみると（日本においては扶養控除の改正後のものをみる）、「給与所得者経費の概算控除」（給与所得控除）、「社会保険料に関する控除」（社会保険料控除）の2つが日本にお

2) 田近栄治・八塩裕之「税収の確保と格差の是正～給付付き税額控除制度の導入」、(土居丈朗編『日本の税をどう見直すか』第2章、日本経済新聞出版社、2010年)

ける控除額の上位2つであり、国際比較しても高い水準である。

日本は、「給与所得者経費の概算控除」（厳密には「所得控除」ではなく、「収入」に対する控除である）が154万円と突出している。アメリカ・ドイツにおいては「給与所得者経費の概算控除」は一定額である。フランスでは10%の定率控除があるが、年収500万円の者で控除額は45万円となり、日本よりも大幅に少ない。

なお、給与所得者経費の実額控除については、諸外国は日本よりも利用者が多いようであるが、実額控除（Itemized deduction）を選択する割合はアメリカにおいて33.8%（2008年）であるなど、（日本よりは割合は多いにせよ）諸外国においても少数派のようである。

「社会保険料に関する控除」についても、日本は64万円で諸外国に比べて高い。日本では全額所得税の課税対象から除かれているが、先進諸国

図表2-1 所得税の控除の各国比較（2010年1月時点）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税単位	個人単位	個人単位、夫婦単位（二分二乗）の選択（注1）	個人単位	個人単位、夫婦単位（二分二乗）の選択（注1）	世帯単位（N分N乗）（注1）
納税者本人に関する控除	基礎控除 38万円	人的控除 3,650ドル【30万円】	基礎控除 6,475ポンド【82万円】	「税率不適用所得」として 8,004ユーロ【87万円】	「税率不適用所得」として 5,875ユーロ【64万円】
配偶者に関する控除（注2）	配偶者控除 38万円	配偶者がいることによる人的控除の増加として（注3） 3,650ドル【30万円】	なし （ただし、一部税額控除で対応）	配偶者がいることによる「税率不適用所得」の増加として（注3） 8,004ユーロ【87万円】	配偶者がいることによる「税率不適用所得」の増加として（注3） 5,875ユーロ【64万円】
親族等を扶養している場合の主な控除	扶養控除（注4） 16歳未満 38万円⇒0 16歳以上23歳未満 63万円⇒38万円 23歳以上65歳未満 38万円（注4参照） （児童（子ども）手当あり）	被扶養者に対する人的控除 被扶養者1人につき3,650ドル【30万円】 （児童税額控除あり）	なし （児童税額控除あり）	児童控除 18歳未満および一定の要件を満たす18歳以上の児童1人につき7,008ユーロ【76万円】 （ただし、児童手当と児童控除の選択制）	扶養親族等がいることによる「税率不適用所得」の増加として（注3） 第2子まで1人につき 2,937.5ユーロ【32万円】 第3子以降1人につき 5,875ユーロ【64万円】
給与所得者経費の概算控除	給与所得控除 給与収入金額に応じ、控除率：40%～5%の5段階、最低65万円（注4） [2011年度改正により上限を245万円に] （実額控除制度あり）	標準（概算）控除 （夫婦共同申告の場合） 11,400ドル【92万円】 （実額控除制度あり）	なし （実額控除制度あり）	被用者概算控除 920ユーロ【10万円】 特別支出概算控除 36ユーロ【0.4万円】 （実額控除制度あり）	必要経費概算控除 社会保険料控除後の給与収入金額の10% 最低控除額 415ユーロ【5万円】 最高控除額 13,948ユーロ【151万円】 （実額控除制度あり）
社会保険料に関する控除	社会保険料控除 支払保険料の全額 （上限なし）	なし	なし	支払保険料の全額 （上限2,800ユーロ） 【30万円】	支払保険料の全額 （上限なし）

（注1）二分二乗は、夫婦の所得を合算し二分した上で累進税率を適用し、算出された税額を2倍する方法である。N分N乗は、配偶者に加えて、扶養家族の人数も考慮して税額を求める方法である

（注2）ここでは、（税法上のような名目であれ）所得のない配偶者を扶養していた場合に（配偶者がいない場合と比べて）納税者が受けられる課税ベースの軽減のことを「配偶者に関する控除」とした。「親族等を扶養している場合の主な控除」についても同様とした

（注3）アメリカでは、夫婦単位課税を選択すると（個人単位と比べ）人的控除が2倍になるため、この増加分を「配偶者に関する控除」とした。フランス・ドイツでは配偶者がいると「税率不適用所得」を2度使えることになるため、この増加分を「配偶者に関する控除」とした。「親族等を扶養している場合の主な控除」についても同様とした

（注4）16歳未満の扶養控除の廃止、16歳以上23歳未満の（特定）扶養控除の縮小は2011年1月より実施された。また、2011年度税制改正法案は、23歳以上65歳未満の扶養控除適用に条件を付し、給与所得控除の上限を245万円とするものとしている。子ども手当の導入は2011年4月から

（注5）2010年12月30日東京市場終値の為替レートで換算…米ドル：1ドル=81.12円、1ポンド=126.64円、1ユーロ=108.56円

（出所）財務省ウェブサイト、政府税制調査会資料等を参考に大和総研資本市場調査部作成

図表2-2 年収500万円の者（世帯）に対する各国の所得税の課税ベース（単位：万円）

1人世帯の場合	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
1人世帯の場合	38	30	82	87	64
給与所得者経費の概算控除	154	46		10	45
社会保険料に関する控除（注1）	64			30	46
合計の所得控除額	256	76	82	127	155
所得税の課税ベース	244	424	418	373	345

4人世帯の場合（注2）	日本	日本（改正後）	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
納税者本人に関する控除	38	38	30	82	87	64
配偶者に関する控除	38	38	30		87	64
親族等を扶養していることによる控除（注3）	101	38	60			64
給与所得者経費の概算控除	154	154	92		10	45
社会保険料に関する控除（注1）	64	64			30	46
合計の所得控除額	395	332	212	82	214	283
所得税の課税ベース	105	168	288	418	286	217

（注1）ドイツにおける年収500万円の者は、社会保険料控除を上限まで適用している

（注2）夫婦のうち一方のみが働き、12歳と17歳の子がいる4人世帯とした

（注3）ドイツにおける年収500万円の4人世帯は児童控除より児童手当を利用した方が有利であるため、児童控除は0とした

（注4）「日本（改正後）」とは、16歳未満の扶養控除の廃止と、16歳以上23歳未満の（特定）扶養控除の縮小後のことである。

なお、2011年度改正法案による給与所得控除の改正は年収500万円の者の控除額に影響を与えない

（注5）換算為替レートは、図表2-1と同じ

（注6）税制は2010年1月時点、社会保険料は2009年のものを用いた

（出所）大和総研資本市場調査部作成

の例を見ると、必ずしも所得税の課税ベースから全額控除されるべきものとはいえないことが分かる。フランスは日本と同様に全額控除されるが、アメリカ・イギリスにおいては考慮されず、ドイツには控除額に上限が設定されている。

「親族等を扶養していることによる控除」は、2010年度改正後のものであれば、日本の金額は諸外国と同程度の水準である。親族等を扶養していることによる税制上の配慮については、アメリカ・イギリス・ドイツでは主に（給付つき）税額控除により行われている。2010年度税制改正で、（特定）扶養控除を子ども手当・高校無償化にシフトしたことは国際的な流れに沿っているものといえる。

なお、「納税者本人に関する控除」は38万円（アメリカに次いで2番目に低い）で比較的低い水準であることが分かる。

所得税の課税ベースの国際比較についてまとめると、日本の所得税の課税ベースは国際的に見て低く、その主な原因は給与所得控除と社会保険料控除にあるといえる。

2. 社会保険料の課税ベースの国際比較

社会保険料についても、所得税と同様に徴収対象となる収入を、ここでは「課税ベース」として考え（一般的には「賦課対象」「賦課標準」などという言葉で呼ばれる）、課税ベースの国際比較を行う。

先進諸国の社会保険料率と保険料徴収対象収入の上限は図表2-3および図表2-4に示される。

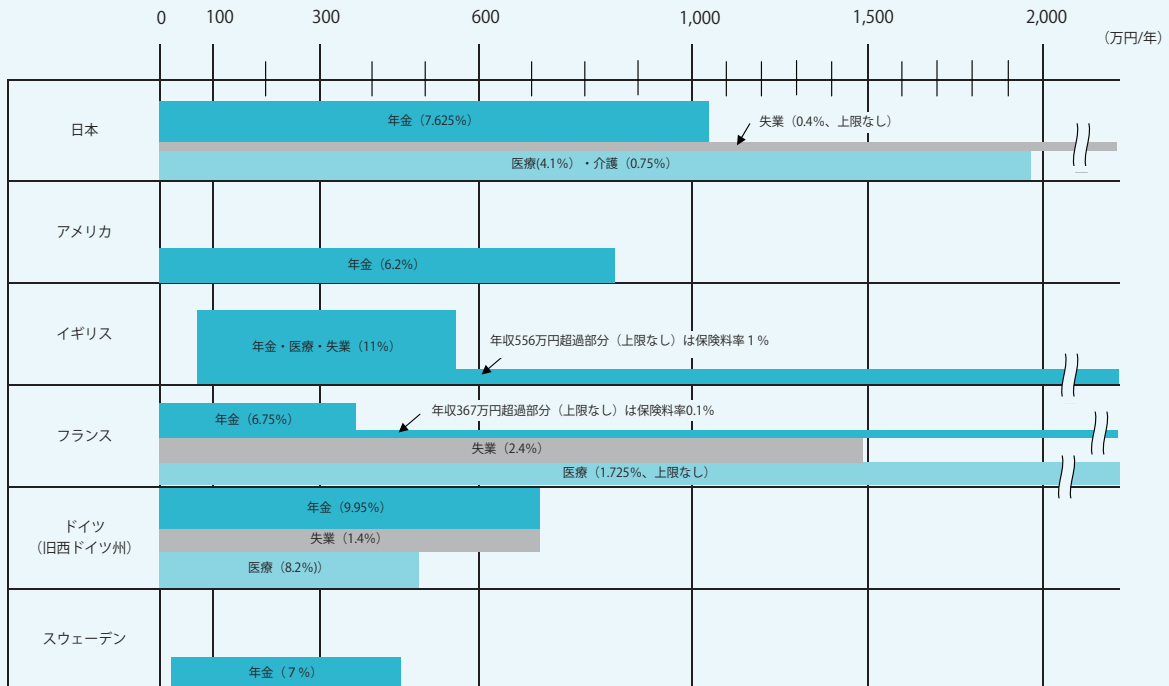
社会保険料には各国とも徴収対象となる収入に上限があるか、一定収入を超えた場合は保険料率が低くなる場合が多く、アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・スウェーデンのいずれも年収

図表2-3 海外主要国の社会保険料率と徴収対象収入の上限（各国2009年時点の制度）

		日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン
年金	保険料（税）率	15.25%（労使折半）	12.4%（労使折半）	週110～844ポンド部分： 23.8%（労11%・使12.8%） 週844ポンド超過部分： 13.8%（労1%・使12.8%）	月2,859ユーロ以下部分： 16.65%（労6.75%・使9.9%） 月2,859ユーロ超過部分： 1.7%（労0.1%・使1.6%）	19.9%（労使折半）	年168,104～410,763クローナ部分： 17.21%（労7%、使10.21%） 年410,763クローナ超過部分： 10.21%（使用者のみ）
	保険料徴収対象収入の上限	給与：62万円/月 賞与：150万円/1回 【計：1,044万円/年】	106,800ドル/年 【866万円/年】	（844ポンド/週の超過分は保険料率軽減） 【556万円/年】	（2,859ユーロ/月の超過分は保険料率軽減） 【372万円/年】	旧西ドイツ州： 64,800ユーロ/年 【703万円/年】 旧東ドイツ州： 54,600ユーロ/年 【593万円/年】	410,763クローナ/年 【497万円/年】
	保険料徴収対象の控除	（控除なし）	（控除なし）	110ポンド/週以下部分は徴収対象外 【72万円/年】	（控除なし）	（週15時間以内の短時間労働者について、月収400～800ユーロ未満の場合は事業主のみが保険料率15%を負担する）	18,104クローナ/年以下部分については労働者からの徴収対象外 【22万円/年】
医療（介護）	保険料（税）率	医療保険： 8.2%（労使折半） 介護保険： 1.5%（労使折半）	（公的被用者医療制度なし）	（年金保険料に含む）	医療保険：13.9%（労0.75%、使13.15%） 介護保険： 1.95%（労使折半）	15.5%（労8.2%、使7.3%） （2009年上期）	6.71%（全額使用者負担）
	保険料徴収対象収入の上限	給与：121万円/月 賞与：540万円/年 【計：1,992万円/年】			上限なし	44,100ユーロ/年 【479万円/年】	上限なし
失業	保険料（税）率	1.1%（労0.4%、使0.7%）	6%（全額使用者負担）		6.4%（労2.4%、使4%）	2.8%（労使折半）	
	保険料徴収対象収入の上限	上限なし	上限なし	（年金保険料に含む）	11,436ユーロ/月 【1,490万円/年】	旧西ドイツ州： 64,800ユーロ/年 【703万円/年】 旧東ドイツ州： 54,600ユーロ/年 【593万円/年】	（原則保険料負担なし）

（注）2010年12月30日東京市場終値の為替レートで換算…米ドル：1ドル=81.12円、1ポンド=126.64円、1ユーロ=108.56円、1スウェーデンクローナ=12.09円
（出所）厚生統計協会「保険と年金の動向2009/2010」、各国社会保険関連部署ウェブサイト等を参考に大和総研資本市場調査部作成

図表2-4 海外主要国の労働者負担分の社会保険料率と保険料徴収対象収入（各国2009年時点の制度）



（注）2010年12月30日東京市場終値の為替レートで換算…米ドル：1ドル=81.12円、1ポンド=126.64円、1ユーロ=108.56円、1スウェーデンクローナ=12.09円
（出所）厚生統計協会「保険と年金の動向2009/2010」、各国社会保険関連部署ウェブサイト等を参考に大和総研資本市場調査部作成

1,500万円以上の収入に対して課される労働者負担の保険料負担はないか、2%以下の低率となっている。

図表 2-4 については、為替相場の影響で上限は上下することになるので、ある程度幅を持って見なければならぬ。だがその点を考慮しても日本の医療保険や年金の保険料徴収となる収入の上限は先進諸国と比べ、やや高めであるといえ、日本の社会保険料の課税ベースは比較的広いといえる。

なお、給与所得者における利子・配当・譲渡所得などの金融所得に関しては、日本においては社会保険料の徴収対象となっておらず、アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・スウェーデンにおいても社会保険料の徴収対象となっていない（ただし、フランスには金融所得を含めた全ての所得を対象とした社会保障目的税が存在する）。

イギリス・スウェーデンにおいては一定以下の収入について、保険料の算定対象外にする扱いがあるが、この扱いは日本にはない。

日本では、08年11月に厚生労働省で開催された社会保障審議会年金部会にて、厚生年金の財政状況を改善させるため、厚生年金保険料の徴収対象とする上限年収を引き上げる提案がされていた。しかし、日本の年金の保険料徴収対象となる上限年収は、現状でも先進諸外国と比べ、比較的高い状況にあるといえる。

3. まとめ

所得税の課税ベースを先進諸国と比較すると、給与所得控除と社会保険料控除の金額が大きいいため、日本の所得税の課税ベースは比較的狭い（ただし、基礎控除は先進諸国より少ない）ことが分かる。給与所得控除と社会保険料控除は、収入が増えるにつれ控除額も増加していくため、日本で

は高所得者においても課税ベースが小さくなっている。

社会保険料の課税ベースを先進諸国と比較すると、保険料徴収の対象となる収入の上限が比較的高いため、日本の社会保険料の課税ベースは比較的広い。

3章 社会保険料還付つき税額控除の導入案（健康保険・厚生年金加入の給与所得者の分析）

1. 現在の税+社会保険料の合計負担

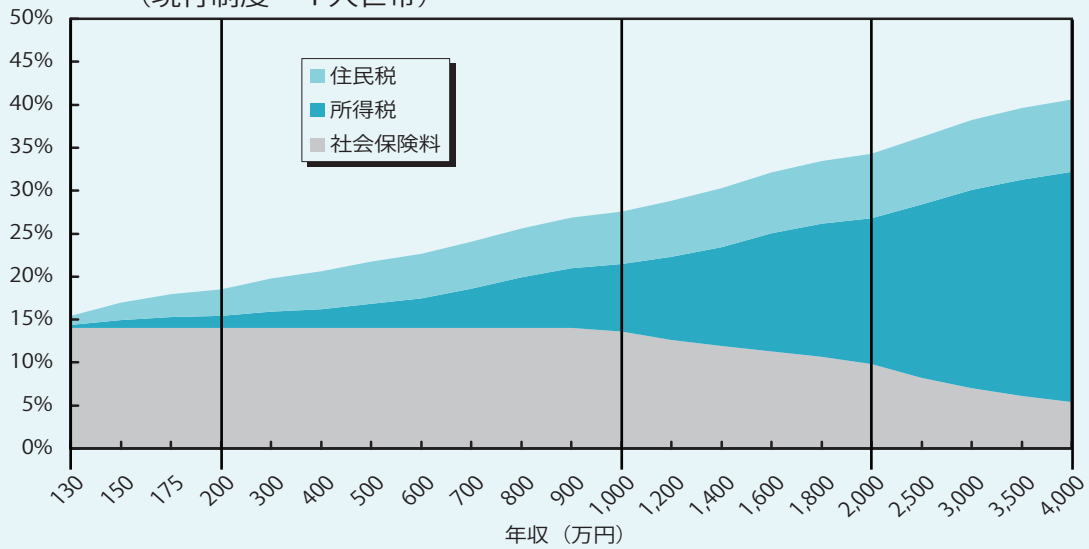
まず、健康保険・厚生年金に加入している給与所得者について、現在の税+社会保険料の合計負担および筆者案実施による影響を分析する（国保・国民年金加入の給与所得者については4章で後述する）。

2010年度税制改正後（1人世帯については2010年度税制改正の影響を受けないため現行税制）の税・社会保険料が収入に占める割合を単身世帯と、片働き子ども2人の4人世帯（高校生と中学生以下の子が1人ずつ）についてグラフにしたものが、図表 3-1、図表 3-2 である。いずれも、協会けんぽ（保険料率は全国平均値、介護保険含む）・厚生年金に加入している場合を想定している。

社会保険料徴収の対象となる収入には上限があるため、年収1,000万円程度から社会保険料が収入に占める割合が低下し始める。しかし、所得税が収入に占める割合がそれ以上に増加するため、税と社会保険料の合計額の収入に占める割合は年収の増加に合わせて増加を続ける。

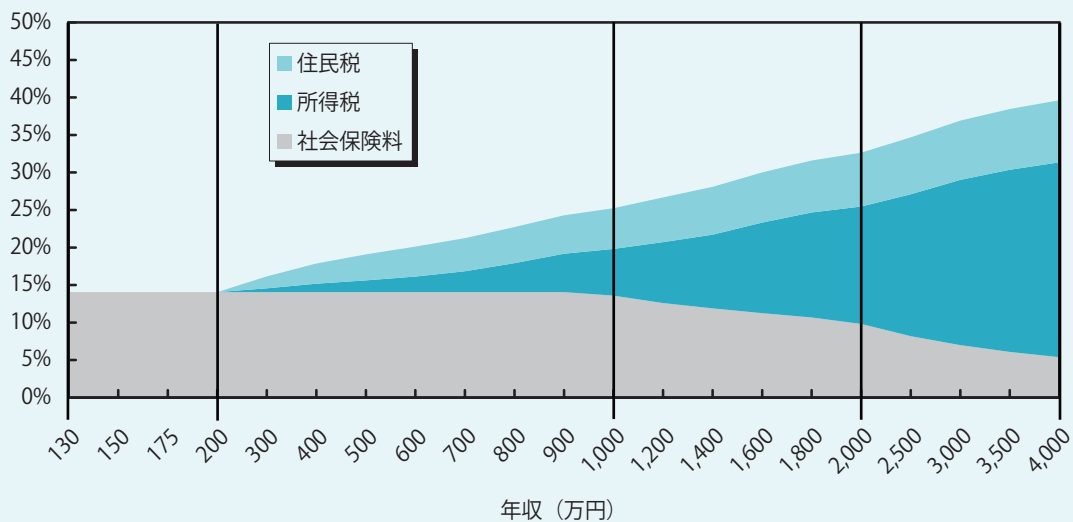
1人世帯と、4人世帯を比べてみると、年収に

図表3-1 年収に占める税・社会保険料の割合
(現行制度・1人世帯)



(注) 年収のスケールが大きく変わる境目に線を引いている
(出所) 大和総研資本市場調査部作成

図表3-2 年収に占める税・社会保険料の割合
(2010年度改正実施後、4人世帯)



(注) 年収のスケールが大きく変わる境目に線を引いている
(出所) 大和総研資本市場調査部作成

占める社会保険料の割合は同じで、所得税と住民税の割合は4人世帯の方が低くなっている。

その比率の差は年収が低い場合にはある程度の差がある（年収200万円の場合、1人世帯では所得税と住民税の合計で年収の4.47%を負担、4人世帯では所得税・住民税いずれもゼロ）。しかし、年収が高くなるにつれ、その比率の差は小さくなる（年収1,000万円の場合、1人世帯では所得税と住民税の合計で年収の14.01%を負担、4人世帯では、所得税と住民税の合計で年収の11.69%を負担）。

2. 筆者案の概要

給与所得者の所得税および住民税について筆者案を実施した場合、国全体の税収増の額および、給与所得者の税+社会保険料の合計負担の変動について分析する。

筆者案は以下のとおりである。

所得税および住民税について給与所得控除を一律100万円とし、社会保険料控除を廃止する。給与所得者1人当たり一律18万円の「**社会保険料還付つき税額控除**」を創設する

これは、給与所得控除を年収によらず一律100万円とし（アメリカに類似した制度とする）、社会保険料控除を廃止する一方で、給与所得者1人当たり一律18万円の「社会保険料還付つき税額控除」を創設する案である。18万円は、社会保険に加入することができる最低所得者（年収130万円）の支払う社会保険料相当額である。「**社会保険料還付つき税額控除**」とは、**税額控除について、所得税額、住民税額、社会保険料の順に控除し、残額があったとしても現金給付は行わない仕**

組みである。社会保険料からの控除は、所得税の年末調整（または確定申告）と同様に、年末に支払った社会保険料からの還付を行う方式を想定している。このため、「社会保険料還付つき税額控除」と呼ぶ。

給与所得控除の大幅な圧縮と社会保険料控除の廃止により、大幅な課税ベースの拡大による増収が見込める一方で、「社会保険料還付つき税額控除」の導入により低所得者に対して社会保険料の軽減による格差縮小が期待できる案である。

現行制度では社会保険料は所得によらず一定率で徴収されるため、低所得者にとって負担が比較的重いものとなっている。また、現行制度では社会保険の加入要件である年収130万円を超えた時点で、多額の社会保険料の納付が必要となり、手取り収入が大幅に低下するため、特に主婦のパート労働について労働抑制・労働調整の要因になっている（いわゆる「130万円の壁」問題）。「社会保険料還付つき税額控除」を導入し、控除額を18万円とすると、年収130万円ちょうどのとき社会保険料負担はゼロとなり、それから年収が増えるにつれ、少しずつ社会保険料が増加するようになる。このため、低所得者に対して社会保険料負担を軽減でき、かつ、「130万円の壁」の問題を解決できる。

「社会保険料還付つき税額控除」の導入は、給与所得者についてのみ実施することを想定し、自営業者・退職者等については現行の社会保険料控除を維持するものとした。「社会保険料還付つき税額控除」の対象を給与所得者に限定した理由は、給与所得者は現状においてほぼ正確に所得が捕捉されているためである。

3. 筆者案の試算結果

筆者案実施による税・社会保険料の合計負担や
 税収等の試算を行った。試算の際の主な前提は以
 下のとおりである。

- ・筆者案の実施による税・社会保険料合計の負
 担率の変化の試算については、協会けんぽ（介
 護保険料含む）・厚生年金・雇用保険に加入
 しているものとして試算を行っている。税制
 は 2010 年度改正後のもの（ただし、生命保
 険料控除については旧契約を継続しているも
 のとし、所得税 5 万円、住民税 3.5 万円とし
 た）、社会保険料率は 10 年度の値を用いた。
- ・税収等の変化の試算については、年収 2,000
 万円以下の給与所得者（年末調整を行う者）
 については「民間給与実態統計調査」、年収
 2,000 万円超の給与所得者（年末調整を行わ
 ず確定申告を行う者）については「申告所得
 税標本調査結果」を用いた。いずれも 08 年
 度の値を用いた。具体的には、年収（または
 年間所得）階級ごとに、1 人当たりの給与所
 得控除・社会保険料控除額を筆者案実施後の
 数値に変えた場合の 1 人当たりの税額を算出
 し、これに適用人数をかけて改正後の制度で
 の全体の税収を求め、現行の税収との差額を
 求めた。税額控除後の所得税額がマイナスと
 なった場合、まず住民税から控除し、住民税
 額がゼロになってなお余りがある場合は社会
 保険料から還付するものとした。
- ・1 人世帯と 4 人世帯の場合について分析した。
 4 人世帯については、夫がサラリーマン・妻
 が専業主婦、子どもが 2 人でうち 1 人が高校
 生、1 人が中学生以下とした。
- ・なお、参考として 2011 年度税制改正（案）

を実施し給与所得控除の上限を 245 万円とし
 た場合の影響も分析した。

1) 1 人世帯

筆者案の実施によって、年収に占める所得税・
 住民税・社会保険料合計の負担率（以下、負担率）
 は図表 3-3 のように変化する。

筆者案を実施すると、年収 450 万円前後を境
 に、それ以下の者については、負担率が減少する。
 年収 450 万円以上の者については負担率が増加
 する。

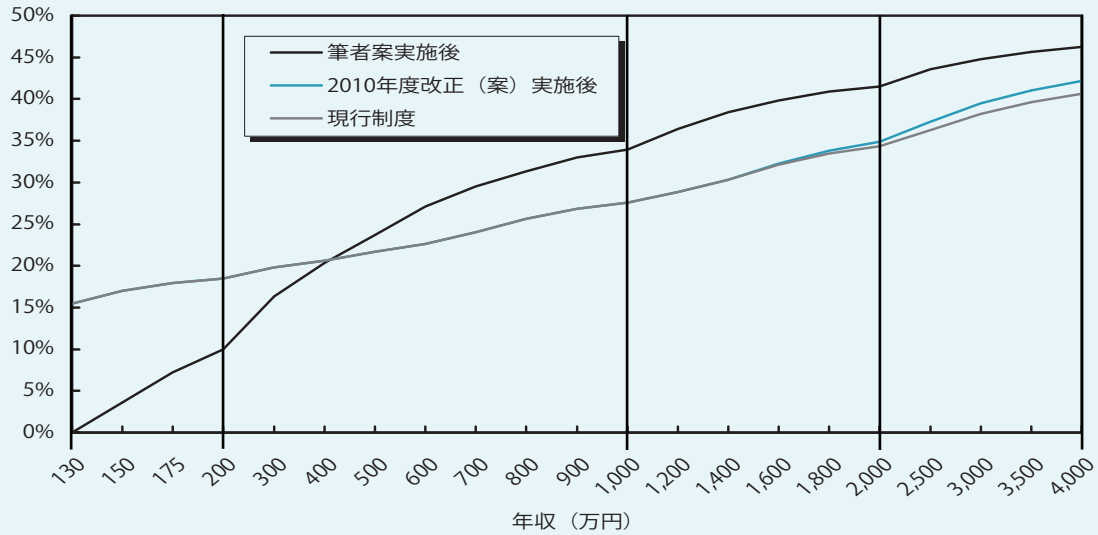
負担率は、年収 600 万円で現行の 22.63%か
 ら 27.11%に（4.48 ポイント増）、年収 800 万円
 で 25.63%から 31.34%に（5.71 ポイント増）、
 年収 1,000 万円 で 27.55%から 33.94%に（6.39
 ポイント増）、年収 2,000 万円 で 34.31%から
 41.51%に（7.2 ポイント増）、年収 4,000 万円 で
 40.62%から 46.24%に（5.62 ポイント増）とそ
 れぞれ増加する。負担率の増加幅は、年収 2,000
 万円程度まで増加していき、年収 2,000 万円程
 度を超えると若干減少する。全体としては、高所
 得者により大きな負担増を求めることができるも
 のといえる。

2) 「130 万円の壁」について

図表 3-3 における、現行制度および筆者案によ
 る税・社会保険料合計の負担率は、1 人世帯だけ
 でなく、税法上の扶養親族がいない給与所得者全
 般についてもあてはまる。したがって、夫がサラ
 リーマンで妻がパートで働く場合、妻本人の税・
 社会保険料合計の負担率についても図表 3-3 と同
 じ形を示す。

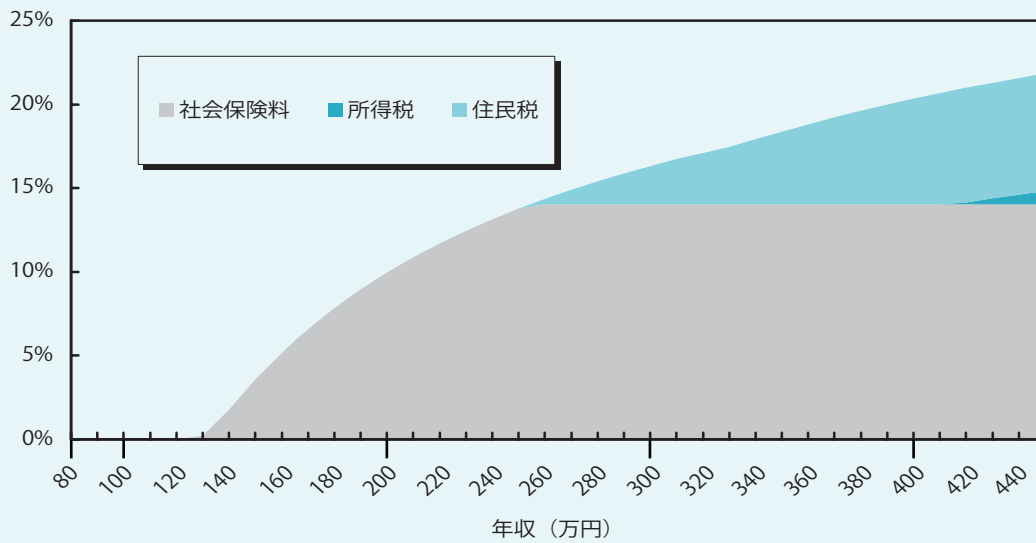
現行制度においては、夫がサラリーマンである
 場合、妻の収入が 130 万円未満ならば、夫の扶

図表3-3 年収に占める税・社会保険料の合計負担割合
(1人世帯)



(注) 年収のスケールが大きく変わる境目に線を引いている
(出所) 大和総研資本市場調査部作成

図表3-4 年収に占める税・社会保険料の割合
(筆者案実施後・1人世帯)



(出所) 大和総研資本市場調査部試算

養扱いとなり妻本人の社会保険料負担はない。しかし、妻の収入が130万円以上ならば、社会保険への加入が求められ、年収の14%程度の社会保険料の支払いが求められる。このため、年収が130万円～160万円程度の場合、年収129万円の時よりも手取り収入が減少することとなる。

しかし、筆者案を実施すれば、この「130万円の壁」がなくなる。

筆者案における1人世帯（および税法上の扶養親族がない者）の年収450万円以下の部分について、所得税・住民税・社会保険料の内訳を示したものが図表3-4である。

以下、年収が130万円（健康保険・厚生年金の加入条件を満たす）を超えたときから、社会保険料が少しずつ増加する仕組みを、具体例を挙げて説明する（以下の例では全て1万円未満の税・社会保険料を四捨五入している）。

- ・年収129万円のときは、健康保険・厚生年金は被扶養扱いとなるため、税額控除前の社会保険料負担は雇用保険の1万円のみ、税額控除前の所得税額・住民税額は0である。「社会保険料還付つき税額控除」は、所得税・住民税から控除できないため、支払った社会保険料の1万円が還付される（残りの控除額17万円は切り捨てられる）。したがって、税額控除適用後は、所得税・住民税・社会保険料全て0になる。
- ・年収130万円ちょうどのとき、税額控除適用前の所得税額は0、住民税額は0、社会保険料は18万円である。このとき、「社会保険料還付つき税額控除」は、所得税・住民税から控除できないため18万円全額が社会保険料から還付する。したがって、税額

控除適用後は、所得税・住民税・社会保険料全て0になる。

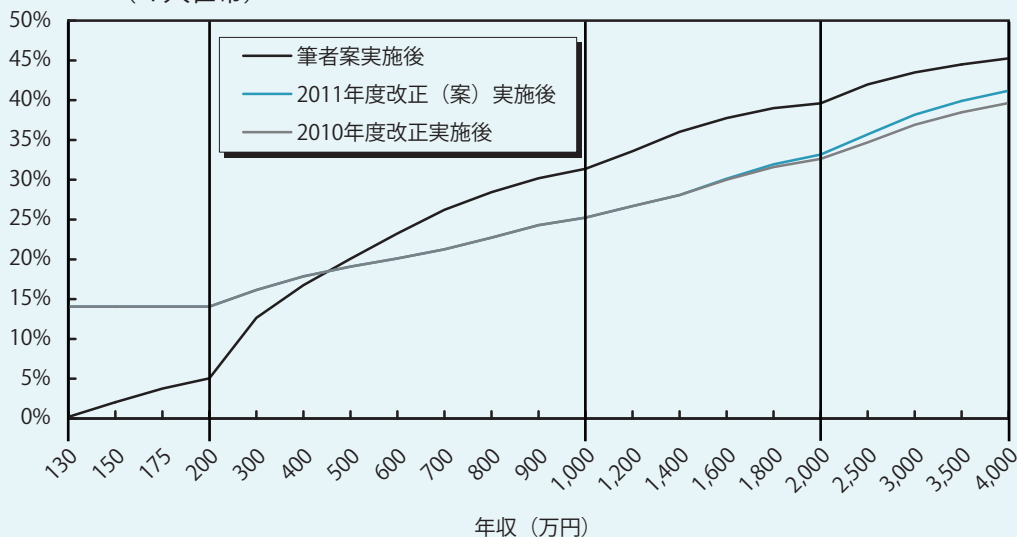
- ・年収150万円のときは、税額控除適用前の所得税は1万円、住民税は2万円、社会保険料は21万円である。このとき、「社会保険料還付つき税額控除」は、まず所得税・住民税から控除を行い、残りの15万円について社会保険料から還付する。したがって、税額控除適用後は、所得税・住民税は0、社会保険料が6万円となる。
- ・年収260万円のとき、税額控除適用前の所得税は6万円、住民税は13万円、社会保険料は37万円である。所得税と住民税の合計が18万円を超えるため、社会保険料からの還付はなくなる。税額控除適用後は、所得税が0、住民税が1万円、社会保険料が37万円となる。
- ・年収430万円のとき、税額控除適用前の所得税は19万円、住民税は29万円、社会保険料は59万円である。所得税が18万円を超えるため、税額控除は所得税のみからとなる。税額控除適用後は、所得税が1万円、住民税が28万円、社会保険料が59万円となる。

最低社会保険料相当額部分について、社会保険料からの還付が可能となるため、年収が130万円を超えても、一度に社会保険料が大幅に増加することはなく、超えた分に対する社会保険料しか払わなくて済む（これにより、いわゆる「130万円の壁」問題は解決される）。

3) 4人世帯

筆者案の実施によって、年収に占める所得税・

図表3-5 年収に占める税・社会保険料の合計負担割合
(4人世帯)



(注) 年収のスケールが大きく変わる境目に線を引いている
(出所) 大和総研資本市場調査部作成

住民税・社会保険料合計の負担率（以下、負担率）は図表 3-5 のように変化する。

筆者案の実施によって、年収約 450 万円を境にそれ以下の場合負担が減少し、それ以上の場合負担が増加する。この構造については 1 人世帯の場合と 4 人世帯の場合でほぼ同じである。

筆者案を実施すると、4 人世帯の場合、年収 200 万円以下の場合の税・社会保険料合計の負担率が（単身世帯の場合よりも）大きく減少する。これは、所得税・住民税がともに非課税となるため、「社会保険料還付つき税額控除」により社会保険料が 18 万円還付されるためである。

4) 筆者案実施による増収効果

筆者案の実施による増収効果の試算結果は、図表 3-6 に示される（これは、4 章で考慮する、国

保・国民年金に加入する給与所得者の分も反映した試算である）。

筆者案により 2010 年度改正実施後の税制と比較して、約 2 兆 6,000 億円（図表 3-6 の①）の増収が見込める。この増収額は、基礎年金の国庫負担分の不足額 2 兆 5,000 億円に相当する額であり、これを基礎年金の国庫負担分に充てることで現行の年金制度を当面安定的に維持することができる（ただし、その大部分は住民税の増収として計上されるので、地方から国への税源移譲が必要となる。また、減少する社会保険料部分について、国や地方からの填補が必要となる）。

なお、2011 年度改正（案）実施後の税制を出発点として筆者案の増収額を計算すると、2011 年度改正（案）による増収見込み額の約 1,500

図表3-6 筆者案実施による増収額の試算（単位：億円）

		所得税額	住民税額	社会保険料	合計
①	2010年度改正後税制から 筆者案への改正を実施した場合の増減収	7,163	31,917	-13,105	25,975
②	2011年度税制改正（案）実施による増減収	1,195	305		1,500
③	2011年改正（案）実施後の税制から 筆者案への改正を実施した場合の増減収 （①－②）	5,968	31,612	-13,105	24,475

（注）②は、2011年度の給与所得控除改正（案）実施に伴う、財務省・総務省の増収見込み額試算値である
（出所）大和総研資本市場調査部作成

億円（図表 3-6 の②）を差し引き、約 2 兆 4,500 億円（図表 3-6 の③）となる。

4章 国保・国民年金に加入している給与所得者への対処

1. 国保・国民年金に加入している給与所得者

3章では、健康保険（組合健保または協会けんぽ）・厚生年金に加入している給与所得者を前提として分析を行った。しかし、実際には給与所得者の中には、国民健康保険・国民年金（第1号被保険者）の被保険者も一部含まれている。

給与所得者は、原則として厚生年金や健康保険（健保組合または協会けんぽ）に加入することとなっているが、事業所によっては厚生年金や健康保険の加入が義務付けられていない場合もある。

法律上は、個人事業であり、法定 16 業種以外の事業（第一次産業、接客娯楽業、法務業、宗教業などが該当）であるか、常時使用する従業員が 5 人未満であれば、厚生年金と健康保険に加入しなくてもよい。このため、正社員として働いていながら、厚生年金や健康保険に加入していない

者もいる（また、厚生年金や健康保険の強制加入に該当するが、実際には加入していない事業所も一定数存在するといわれている）。

なお、パートタイマーや契約社員など、いわゆる非正規社員として働いていても、労働日数・労働時間がともに通常の労働者の 4 分の 3 以上であれば厚生年金・健康保険に加入することとなっている（内管にて規定）が、この要件を満たさないために厚生年金や健康保険に加入していない者もいる（労働日数・労働時間の要件を満たしているが、実際には厚生年金や健康保険に加入していない者も一定数存在するといわれている）。

国民年金第1号被保険者のうち「常用雇用」の者の割合は 13.3%あり、「臨時・パート」を合わせると 39.4%となる（厚生労働省の調査による、08年）。また、若い世代ほど、国民年金第1号被保険者のうち常用雇用または臨時・パートとして働いている者の割合が高い傾向にある。国民健康保険加入者の世帯主の職業別構成比を見ると、33.7%が「被用者」で占められており、その割合はおおむね若い世代ほど高くなっている（厚生労働省の調査による、08年）。

2. 国保・国民年金の保険料

1) 国保の保険料

国保の保険料は、市町村ごとに保険料の決め方および保険料率が異なっている。また、保険料減免の基準も市町村により異なっている。貧困線付近（1人世帯で年収133.9万円、4人世帯で年収261.9万円）の所得層が負担している国民健康保険料は、1人世帯で平均11.1万円、4人世帯で平均25.2万円との推計もある³。

ただし、市町村別の保険料はかなりばらつきが大きくなっている（例えば、1人世帯で保険料が7万円未満の市町村が23ある一方で、保険料が15万円以上の市町村も49ある）。

2) 国民年金の保険料

国民年金の保険料は、所得によらず一律で定められている（10年度は月額15,100円）が、所得が一定以下であれば保険料の免除が受けられる（ただし、保険料の免除を受けると将来の国民年金の受給額も一定割合減少する）。その際の「所得」は地方税法の総所得金額等の金額で判定され、給与所得や事業所得などが含まれる。

給与所得者でありながら、国保・国民年金に加入している場合、保険料については労使折半とならず全額自己負担しなければならなくなるため、健康保険・厚生年金に加入している者と比べて社会保険料負担が重い。

3) 保険料の未納問題

国保・国民年金は、保険料は給料からの源泉徴収ではなく、銀行振り込み等によって加入者が直接納付する。このため、制度上、保険料の未納が

起きやすい。

08年度の現年度分の保険料の収納率は厚生年金・政管健保（現在の協会けんぽ）がほぼ100%であるのに対し、国保は88.4%、国民年金は65%と著しく低い（厚生労働省、日本年金機構の資料による）。

国民年金の未納者の割合について職業別に見ると、「常用雇用」「臨時・パート」の者の割合が「自営業主」「家族従業者」に比べて高くなっている（国保については職業別の未納率の統計はないが、同様と考えられる）。

国民年金を納付しない理由としては、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が64.2%と多くの割合を占めている（国保については納付しない理由についての公的な調査はないが、同様と考えられる）。

一般的には、国保・国民年金に加入している給与所得者は、健康保険・厚生年金に加入している給与所得者よりも収入が少ない傾向にある。世帯主が「被用者」として働きながら国保にしている世帯の平均年収は339.4万円であり、協会けんぽ加入者の平均年収385.9万円、組合健保加入者の平均年収551.7万円と比べて少ない（厚生労働省・日本年金機構の統計より、08年（度）における金額）。

国保や国民年金に加入している給与所得者については、少ない所得の中から比較的高い割合の保険料を納めなければならないため、保険料を未納にしてしまう者が多いといえる。

このため、特に低所得者の社会保険料負担について分析する際には、健康保険・厚生年金に加入している場合だけでなく、国保・国民年金に加入している場合にも留意する必要がある。

3) 日本総合研究所「貧困線近辺の所得層の国民健康保険料負担－試算と提言－」（2010年1月8日発表）による。

3. 税+社会保険料の合計負担と筆者案

国保・国民年金に加入している給与所得者について、協会けんぽ・厚生年金に加入している給与所得者と同様に、税と社会保険料の合計負担を求めた。また、本稿3章と同様に、給与所得控除を一律100万円とし、社会保険料控除を廃止し、一律18万円の「社会保険料還付つき税額控除」を導入する筆者案を実施した場合の影響を試算した。

そのほか、4章における分析に用いた前提条件は以下のとおりである。

- ・国民健康保険については、市町村ごとに保険料算定方法が異なる。このため、県内給与水準が全国平均に近い、平均的な保険料水準、人口規模が中規模という点から**兵庫県西宮市を代表ケースとして用いた**。保険料については介護保険料を含むものとした。国民年金保険料は2010年度の金額を用いた（筆者案を実施したとしても〈還付前の〉社会保険料の計算方法および金額は変わらないものと仮定）。
- ・国民年金については、免除要件に該当する場合は、免除申請を行うものとした。国民年金保険料は10年度のコピーを用いた（筆者案を実施したとしても免除基準は変わらないと仮定）。
- ・4人世帯については、夫がサラリーマン・妻が専業主婦、子どもが2人でうち1人が高校生、1人が中学生以下とした。分析する年収の範囲は100万円～500万円とする（5人未満規模の企業の社員や、いわゆる非正規社員などが想定されるため）。

1) 現行制度の負担率

現行制度（4人世帯においては2010年度税制改正後の税制）における、国保・国民年金に加入している給与所得者の税+社会保険料の合計負担は、図表4-1、図表4-2に示される。

国保・国民年金に加入している給与所得者については、同じ年収であれば、健康保険・厚生年金に加入している給与所得者よりも税・社会保険料が年収に占める割合が若干高い傾向にある。

例えば、年収200万円の1人世帯では、国保・国民年金の場合で15.68%、協会けんぽ・厚生年金の場合で14.05%であり、年収300万円の4人世帯では、国保・国民年金の場合で17.27%、協会けんぽ・厚生年金の場合で16.14%である。

その原因は、社会保険料が年収に占める割合が高いことにある（税としては、社会保険料控除が多くなる分、年収に占める負担率は協会けんぽ・厚生年金の給与所得者よりも若干低くなる）。

2) 筆者案実施の場合の負担率

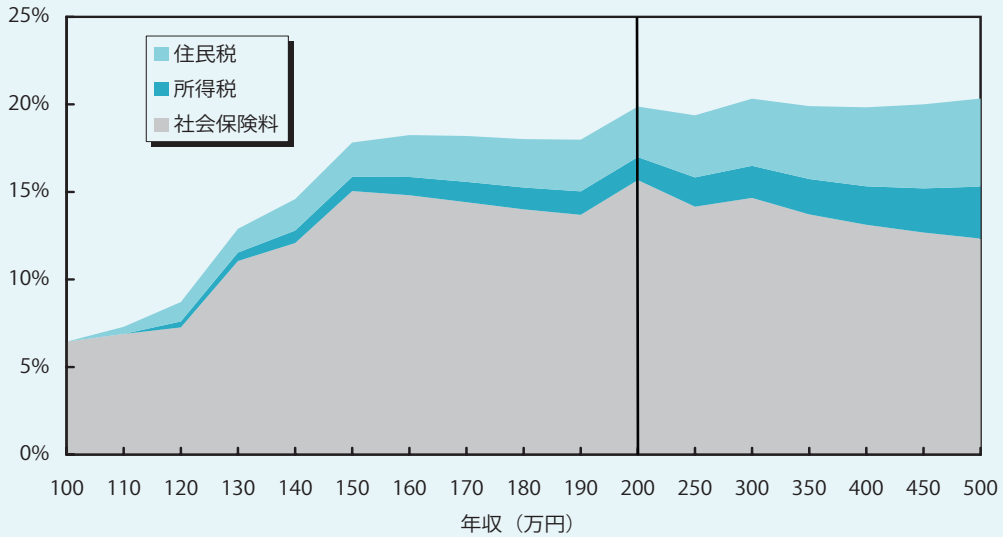
筆者案を実施した場合の国保・国民年金の給与所得者についての税・社会保険料が収入に占める割合については図表4-3、図表4-4に示される。

筆者案を実施すると、低所得層について社会保険料負担を抑えることができる。保険料徴収は、1人世帯の場合は年収140万円から、4人世帯の場合は年収170万円から始まる。

「社会保険料還付つき税額控除」を導入すると、健康保険・厚生年金に加入している給与所得者だけでなく、国保・国民年金に加入している給与所得者についても、低所得層の社会保険料負担を抑えることができる。

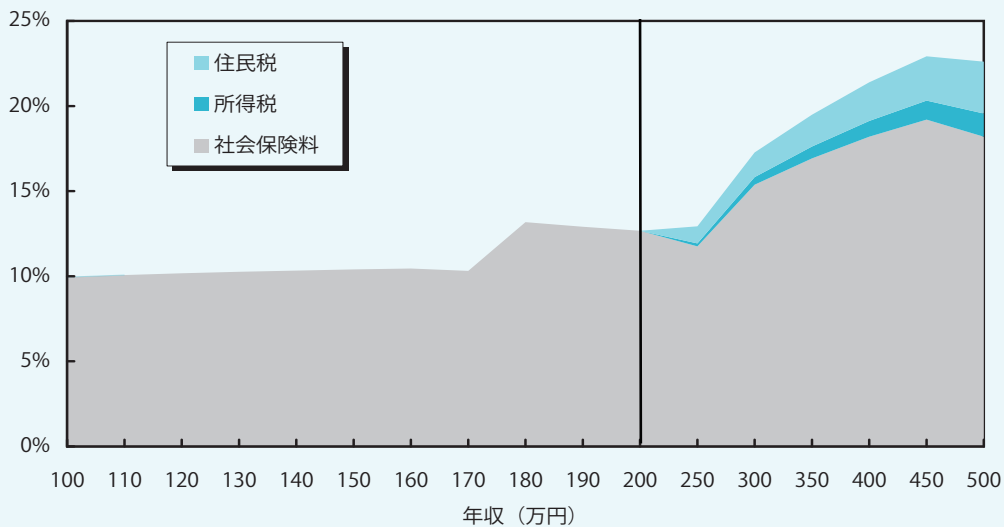
社会保険料負担が実質ゼロになる者に対しては未納の問題は生じなくなるし、年収200万円前

図表4-1 収入に占める税・社会保険料の割合
 (国保・国民年金[兵庫県西宮市]／1人世帯：現行制度)



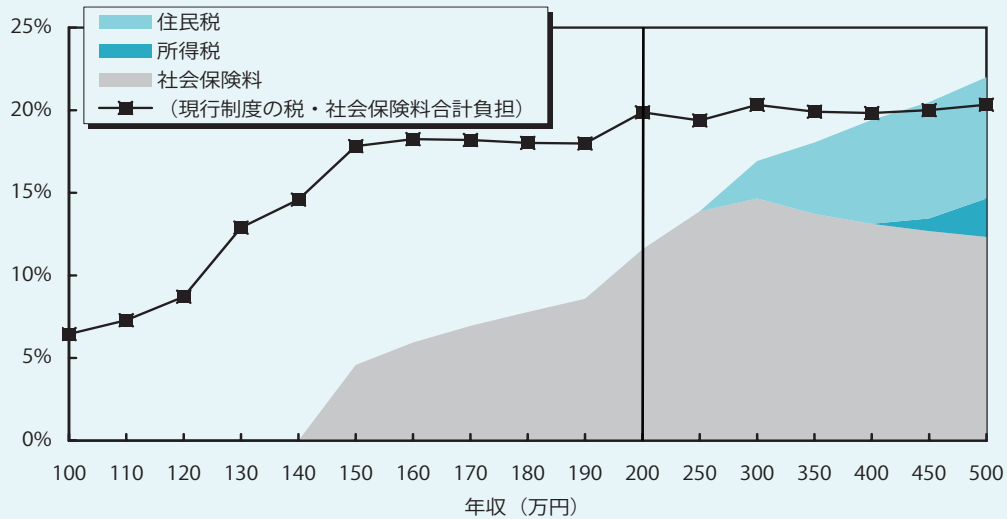
(注) 年収のスケールが大きく変わる境目に線を引いている
 (出所) 大和総研資本市場調査部試算

図表4-2 収入に占める税・社会保険料の割合
 (国保・国民年金[兵庫県西宮市]／4人世帯：2010年度改正実施後)



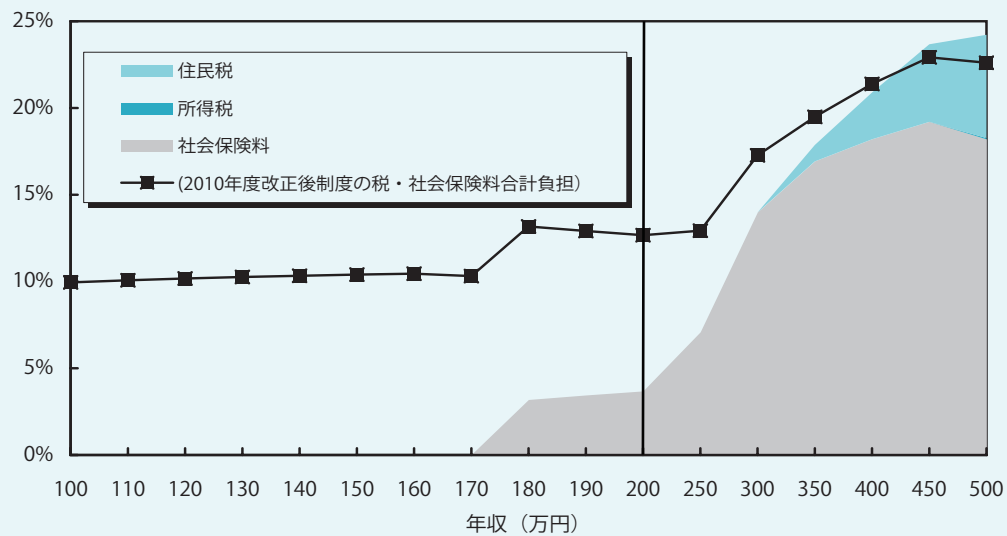
(注) 年収のスケールが大きく変わる境目に線を引いている
 (出所) 大和総研資本市場調査部試算

図表4-3 収入に占める税・社会保険料の割合
 (国保・国民年金[兵庫県西宮市]／1人世帯：筆者案実施)



(注) 年収のスケールが大きく変わる境目に線を引いている
 (出所) 大和総研資本市場調査部試算

図表4-4 収入に占める税・社会保険料の割合
 (国保・国民年金[兵庫県西宮市]／4人世帯：筆者案実施)



(注) 年収のスケールが大きく変わる境目に線を引いている
 (出所) 大和総研資本市場調査部試算

後の者は、(現行と比べて)わずかな保険料を負担するだけで社会保険制度のメリットを受けられるようになる。

国保・国民年金については、経済的困難から未納者が多いため、「社会保険料還付つき税額控除」の導入は未納者を減らし、セーフティーネットの対象者を充実させることに貢献できるだろう。

5章 まとめ

日本の財政状況は、2010年度・2011年度(案)ともに新規国債発行額が税収を上回る危機的状況にある。また、公的制度を当面安定的に運営するための基礎年金の国庫負担分についても安定的財源が約2兆5,000億円不足する状況にある。

民主党政権誕生後の2010年度・2011年度の税制改正(案)では、所得税の税収増と所得再分配の強化が図られてきた。だが、日本の所得税の課税ベースは先進諸外国と比較してなお小さく、その要因は主に、給与所得控除と社会保険料控除にある。これらを改正することで日本の所得税には税収増と所得再分配の強化の余地がある。

一方、(健康保険・厚生年金の)社会保険料率は定率で徴収されるため、低所得者にとって(税負担は軽くとも)社会保険料負担は重いものとなっている。また、国保・国民年金に加入している(健康保険・厚生年金に加入できない)給与所得者は若年世代を中心に広まりつつある。これらの者の社会保険料負担は特に重く、未納が問題となっている。

税収増のための施策として、政府・与党は消費税率引き上げを含む税と社会保障の一体改革を検討している。しかし、消費税率引き上げ時に必要とされる低所得者への配慮措置としての「給付つ

き税額控除」を導入するには納税者番号制度が前提となるなど、消費税率引き上げを実現するためにはかなりの時間がかかりそうである。

本稿で提案した、所得税の改正と「還付つき税額控除」の導入であれば、給与所得者(現在でも所得が十分に捕捉されている)を対象とするため納税者番号制度を必要としない。基礎年金の国庫負担分の財源不足額に相当する、約2兆6,000億円(2011年度改正後の税制を出発点とすると約2兆4,500億円)の増収を確保することができ、低所得者の社会保険料負担の軽減で年金・医療のセーフティーネットから漏れる者を減らすことができる。

年収450万円以上の者に(収入が多い者ほどより多くの)負担を求める形になるが、公的年金制度を維持できることと、社会保険でカバーできる人を増やし、社会不安を解消できることを説明すれば理解を得やすいのではないだろうか。

政府の税・社会保障の一体改革案作成を前に、納税者番号制度を前提とせずとも、今すぐにも実施できる施策があること、消費税率引き上げ以外にも、所得税の改正でも税収増の方策があることを強く主張したい。

【参考文献等】

《参考文献》

- ・鈴木善充「税制改革による格差是正策の検討」(KISER Discussion Paper Series No.19、2010年7月)
- ・田近栄治・八塩裕之「税収の確保と格差の是正～給付付き税額控除制度の導入」(土居丈朗編『日本の税をどう見直すか』第2章、日本経済新聞出版社、2010年)
- ・東京財団「給付付き税額控除 具体案の提言～バラマキではない『強い社会保障』実現に向けて～」(2010年8月4日)
- ・日本税理士会連合会「平成23年度・税制改正に関する建議書」(2010年6月24日)
- ・日本総合研究所「貧困線近辺の所得層の国民健康保険料負担―試算と提言―」(2010年1月8日)
- ・大和香織「消費税増税に伴う低所得者対策の検討～軽減税率よりも給付付き税額控除単独の導入を～」(『みずほ日本経済インサイト』、2010年8月9日)

《統計・報告書等》

- ・米国IRS “Tax Statics2010”
- ・OECD “Taxing Wage 2007”
- ・国税庁「民間給与実態統計調査」(2008年度)
- ・国税庁「申告所得税標本調査結果」(2008年度)
- ・厚生労働省「平成20年国民年金被保険者実態調査結果のポイント」
- ・厚生労働省「健康保険被保険者実態調査」(2008年)
- ・厚生労働省「国民健康保険被保険者実態調査」(2008年)
- ・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(2008年度)、
- ・厚生労働省「国民年金保険料納付率の推移」(2010年3月)
- ・厚生労働省「平成20年度国民健康保険(市町村)の財政状況等について」
- ・厚生労働省「平成21年度福祉行政報告例結果の概況」
- ・厚生労働省・日本年金機構「平成21年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」
- ・日本年金機構「平成21事業年度業務実績報告書」
- ・政府税制調査会「平成22年度税制改正大綱」
- ・政府税制調査会「平成23年度税制改正大綱」
- ・政府税制調査会専門家委員会「議論の中間的な整理」(2010年6月発表)
- ・政府税制調査会専門家委員会「『税目ごとの論点の深掘り』に関する議論の中間報告」(2010年12月発表)
- ・(旧)政府税制調査会「わが国税制の現状と課題―21世紀に向けた国民の参加と選択」(2000年)

- ・(旧)政府税制調査会「個人所得課税に関する論点整理」(2005年)
- ・財団法人厚生統計協会「保険と年金の動向2009/2010」
- ・国民健康保険中央会・都道府県国民健康保険団体連合会「国民健康保険の実態」(2009年度版…集計値は2008年度のもの)
- ・民主党「政策集INDEX2009」(2009年7月)

《拙稿参照レポート》

- (いずれも「大和総研 Legal and Tax Report」として)
- ・「103万円の壁撤廃後もなお残る130万円の壁(詳細)」(2009年11月24日発表)
- ・「2011年以降の子育て世帯の手取り収入の変化」(2010年6月28日発表)
- ・「政府税調専門家委『中間的な整理』の分析(総論編・各論編)」(2010年8月4日発表)

[著者]

是枝 俊悟 (これえだ しゅんご)



資本市場調査部 制度調査課
研究員
担当は、税制・会計制度